香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２８日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市規則第３７号

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則

香芝市附属機関設置規則（平成２５年規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表香芝市景観計画審議会の項中「香芝市景観計画審議会」を「香芝市景観審議会」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。